

概要版

倉敷市地域福祉活動計画

和気あいあいの倉敷まちづくり

— みんなで話しあい、学びあい、支えあい —



社会福祉法人
倉敷市社会福祉協議会

地域福祉活動計画とは

私たちが暮らしている地域には、様々な困っていることがあり、そこで暮らす人たちにも解決できずに悩んでいることがあります。

地域福祉活動計画は、地域住民や地域で活動するボランティア、福祉の仕事をしている人たちが、自分たちの暮らす地域の福祉をよりよくしていくことを目指して、一緒に作り上げ、一緒に実施する行動計画です。

倉敷市社会福祉協議会では、市民アンケートや子育て中のおかあさん、障がいのある人、介護をしている人などの話し合いを通じて、解決しなければならない福祉課題をまとめました。そして、その課題を「具体的に」、「誰が」、「どのように」取り組むかを5か年の計画にまとめました。

地域福祉活動計画では、「和気あいあいの倉敷まちづくり」を大きな柱として、福祉課題の解決に取り組みます。

地域福祉活動計画策定の経過

●地域福祉活動計画策定委員会●

地域福祉活動計画の策定にあたっては、「地域福祉活動計画策定委員会」を立ち上げ、検討を行いました。策定委員会は、地区社協、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、障がい者団体、子育て支援団体、老人クラブ、ボランティア団体、介護保険事業者、障がい者施設、市職員、公募の市民から選出された21名の委員で構成しました。

そして、計画策定までに11回の検討会議を行いました。

●地域福祉活動計画の視点●

地域福祉活動計画を策定する過程において、次の3つの視点を大切にしながら取り組んできました。

具体的な活動目標を明らかにする

その1

住民が抱えている切実な「困っていること」、「解決が求められること」を明らかにし、その目標は何か、住民の参加を得てどのように取り組む必要があるかを明らかにしました。

話し合いの過程を大切にする

その2

アンケートやヒアリング等によって集められた課題や意見を策定委員会で出し合い、課題の絞り込みを行い、その後の活動につなげていくための話し合いの過程を大切にしました。

計画づくりを通して多様なネットワークを創り出す

その3

計画に参画した組織や団体が課題解決を単独で取り組んでいたのでは、必ずしも十分な成果を上げることができないということを認識し、住民の切実な生活課題の解決のために相互の協働関係を創り出していくことの必要性を確認しました。

●地域の実態把握●

地域福祉活動計画を策定するにあたっては、地域住民や社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する人が、実際に抱えている「困ったこと」「支援して欲しいこと」などの福祉課題をできるだけ多く把握し、それらの課題が少しでも解決できるような取り組みを検討してきました。

そのために、住民アンケートや福祉関係団体へのヒアリング調査等を実施し、アンケート調査では1,857人に回答いただき、ヒアリング調査では延べ379人に参加いただきました。その結果、実に700項目にも及ぶご意見が寄せられ、それらを整理していく中で、この計画で取り組む福祉課題を明確にしてきました。



●地域福祉活動計画策定の流れ●

本計画は、次のように段階的な作業を経て策定されました。

ステップ1 地域の実態把握

- ①住民アンケート
- ②高齢者・障がい者・子育て支援団体へのヒアリング
- ③当事者団体へのヒアリング
- ④地域福祉活動計画策定委員による現状報告

ステップ2 福祉課題の整理

- ①生活する中での「困ったこと」「支援して欲しいこと」は何か
- ②活動する上で課題となっていることは何か
- ③もっと条件整備すべきだと考えていることは何か

ステップ3 計画の具体化

- ①基本計画（理念、方針、重点目標、推進目標）の策定
- ②実施計画（背景・課題・現状、具体的な事業内容、事業実施主体、数値目標、事業評価指標）の策定

地域福祉活動計画の期間

この計画は、平成23年度から平成27年度の5か年を取り組みの期間としています。ただし、計画策定後の様々な社会状況の変化や、他計画との整合性を図るために、計画中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

基本理念

和気あいあいの倉敷まちづくり — みんなで話しあい、学びあい、支えあい —

住み慣れた家庭や地域で、いつまでも安心して暮らし続けたいという思いは、すべての人々の願いではないでしょうか。その願いを実現させるためには、住民同士がふれあい、お互いに心と心を通わせあい、支えあっていくことのできる豊かな人間関係を地域社会の中に築いていくことが必要です。

そのようなまちづくりを目指して、「和気あいあいの倉敷まちづくり」という基本理念を定めました。

また、自分たちの住む地域の福祉課題を、自分たちの手で解決していけるよう、地域住民みんなで話しあい、そして解決のための方策を学びあい、よりよいまちづくりのために支えあおうという思いを込めてサブタイトルを定めました。



重点目標と実施計画

基本理念を実現させるための活動の柱（重点目標）とその具体的な取り組み（実施計画）を、次のように決めました。

【重点目標 1】

地区において、なんでも相談できる仕組みを構築し、自分たちの生活課題の解決策を話し合う場をつくります。

- 住民が「困っていること」「悩んでいること」を相談でき、解決の糸口をつかむことができるよう、住民組織と福祉団体、専門機関が協働して、話し合う場をつくります。
- 福祉制度や住民サービスに関する情報を、必要な人に対して身近なところで提供できるような活動に取り組みます。
- 地域でおきる福祉問題に対し、住民自らが解決に向けて主体的に取り組んでいけるよう支援していきます。
また、当事者団体等の活動が充実できるよう支援していきます。

【実施事業】

- ①話し合いの場づくり
- ②高齢者等心配ごと相談事業の充実
- ③外出支援情報の提供
- ④「地域子育て支援情報」の発信
- ⑤個人情報取り扱い等に関する研修会の開催
- ⑥在宅介護者への支援

【重点目標2】

住民同士のたすけあい活動、交流活動を推進します。

- 世代間の交流を図るため、ふれあいきいきサロンや子育てサロン、障がいのある人たちのサロンなど、仲間づくりやふれあいができる交流の場づくりに取り組みます。
- 福祉のまちづくりに取り組む社協や地区社協について多くの住民に理解してもらい、参加と協力をしてもらえるように広報活動や参加できる事業の充実に取り組みます。
- 地域での見守り活動や住民同士のたすけあい活動が効果的に展開できるよう、活動支援に取り組みます。

【実施事業】

- ⑦三世代交流事業の実施
- ⑧交流の場づくり(サロン設置促進)
- ⑨地区社協広報活動の充実
- ⑩地区社協「福祉講演会」の充実
- ⑪介護者の会の広報活動の充実
- ⑫社会資源・制度活用講座の開催
- ⑬「住民参加型在宅支援サービス事業」の充実
- ⑭友愛訪問事業の実施

【重点目標3】

身近なところで福祉について学習できる機会を充実します。

- 住民が身近なところで福祉やボランティアについて学習したり体験できる機会を増やします。
また、障がい者に対する理解の啓発や、今後の地域福祉のあり方に関する啓発に取り組みます。

【実施事業】

- ⑮出前福祉講座メニューの充実
- ⑯「福祉体験・福祉講座」の開催
- ⑰地区社協活動の充実



ひとり暮らしのお年寄り等が集まって話し合いや手芸をしている様子
(サロン活動)



車椅子で生活する人の移動を助ける方法を学習する講座の様子

【重点目標4】

市民活動（住民の福祉活動、ボランティア、NPO）の支援を充実します。

- 住民やボランティア個人及び団体、NPO法人などに対し、福祉やボランティアに関する情報提供を充実させるとともに、継続的に活動が行えるように意見交換や交流の場づくりに取り組みます。



くらしき社協だより

【実施事業】

- ⑱「社協だより」等による情報提供
- ⑲ボランティア情報の充実
- ⑳ボランティア、NPOに対する活動支援の充実
- ㉑財政支援等の情報提供
- ㉒「福祉施設ボランティア担当者連絡会」の開催
- ㉓「ボランティア活動者交流会」の開催

【重点目標5】

だれもが安心・安全な地域づくりを推進します。

- 加齢や障がい等により判断能力が不十分であり、個別支援を必要としている人たちの権利を擁護するための活動に取り組みます。
また、地域において日頃から防犯や防災のための活動に住民自らが積極的に参加できるような活動を充実させ、安心で安全な地域づくりに取り組みます。

【実施事業】

- ㉔援助を必要とする人への権利擁護に向けた支援の充実
- ㉕民生委員児童委員協議会と自主防災組織の連携
- ㉖災害ボランティアセンターの運営



【重点目標6】

地域福祉を推進するための基盤整備を進めます。

- 地域における福祉活動を推進するにあたり、活動の基盤を支える「人」（リーダー、メンバー、コーディネーター等）の養成に取り組みます。
- 住民からの要望に応えられるよう、社協や地区社協の組織基盤と活動基盤の強化に取り組みます。

【実施事業】

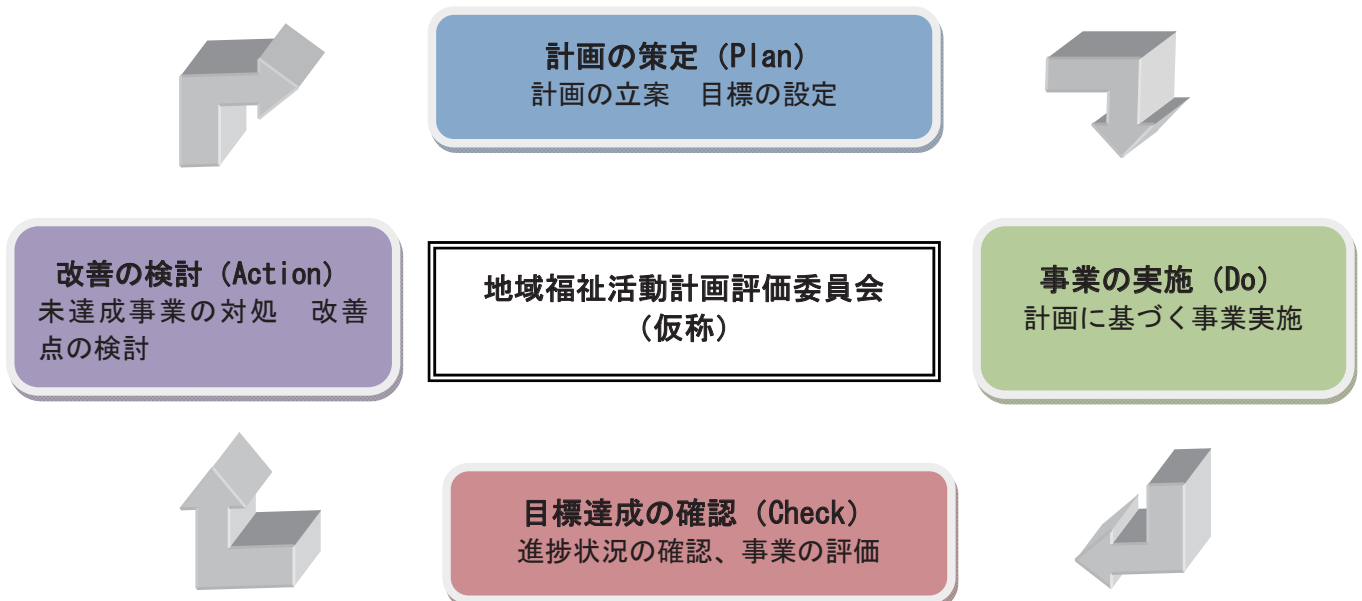
- ⑳「福祉協力委員」の設置
- ㉑「地区社協」の設立
- ㉒「社協発展強化計画」の策定
- ㉓「小地域福祉活動計画」の策定

計画の実現のために

地域福祉活動計画の着実な推進を図るためには、計画がどのように進んで、どのような効果があったのかなどを確認する「進行管理」と「事業評価」を行うことが必要です。また、近年、地域福祉をめぐる社会状況や制度がめまぐるしく変化している現状においては、実施事業の検証や見直しを進めていくことも大切になります。

進行管理と事業評価については、計画の推進主体である社協自らが、各年度の進捗状況の確認と事業評価を行うとともに、一定の期間を持って、地域住民や福祉関係団体、学識経験者等で構成する「地域福祉活動計画評価委員会（仮称）」を組織し、点検と評価を行う体制を設けていくことにしています。

点検・評価にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）というPDCAサイクルを確立し、効果的な事業推進を図ります。



倉敷市地域福祉活動計画【概要版】

発行者 社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会
〒710-8043 倉敷市笹沖180番地
(くらしき健康福祉プラザ3階)
電話 (086)434-3301 FAX (086)434-3357
ホームページ <http://www.fukushiokayama.or.jp/kurashiki/kurashiki.htm>
E-mail kurasyakyo@kurashikisyakyo.or.jp
策定年月 平成22(2010)年10月

「倉敷市地域福祉活動計画」の本計画書は、倉敷市社会福祉協議会各事務所で閲覧できます。また、ホームページでもご覧いただけます。

社会福祉協議会連絡先

事務所名	連絡先	施設名
総務課 地域福祉課 倉敷ボランティアセンター	〒710-0834 倉敷市笹沖180 TEL:434-3301 FAX:434-3357	くらしき健康福祉 プラザ3階
水島事務所	〒712-8062 倉敷市水島北幸町1-1 TEL:446-1900 FAX:440-0154	水島支所3階
児島事務所	〒711-0912 倉敷市児島小川町3681-3 TEL:473-1128 FAX:470-0054	児島支所4階
玉島事務所	〒713-8121 倉敷市玉島阿賀崎1-1-1 TEL:522-8137 FAX:523-0054	玉島支所2階
船穂事務所	〒710-0261 倉敷市船穂町船穂1861-1 TEL:552-5200 FAX:552-9030	船穂町高齢者 福祉センター
真備事務所	〒710-1301 倉敷市真備町箭田1161-1 TEL:698-4883 FAX:698-9622	真備保健福祉 会館1階